府令・省令

○内閣府令・財務省令・農林水産省令第四号

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

農水産業協同組合貯金保険法施行規則の一部を改正する命令

農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年大蔵省・農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「支払対象決済用貯金」の下に「（法第五十六条の二第一項に規定する支払対象決済用貯金をいう。第二十二条の二第一項第二号において同じ。）」を加え、同条第一号中「の氏名」を「（法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条及び第二十二条の二において同じ。）の氏名」に改め、「の全部又は一部」を削り、同条第三号中「顧客番号、貯金等」の下に「（法第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下この条及び第二十二条の二において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。

第二十二条中「前条」を「前条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、及び同法を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）

第二条　法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

一　法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この条において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

二　その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。

2　法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める地方公共団体の長その他の執行機関は、地方公共団体の長その他の執行機関（法令の規定により条例事務の全部又は一部を行うこととされているものを含む。）とする。

3　法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者は、法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当するもの（法令の規定により当該特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）とする。ただし、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲にあっては、限定機関を除く。

4　法第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報は、法定事務において情報提供者に提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部である特定個人情報とする。ただし、次に掲げる特定個人情報を除く。

一　提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報

二　限定機関が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第六号）第二条第一項の規定に基づきあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出た場合において、条例により提供しないこととされた特定個人情報の範囲における当該特定個人情報

（届出及び公表）

第三条　法第十九条第八号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

一　法第九条第二項の条例を制定した地方公共団体の名称

二　法第九条第二項の条例及び条例事務の名称

三　条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報

四　前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

2　個人情報保護委員会は、前項の規定により届出のあった事項について、必要があると認めるときは、その届出をした地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該届出に係る事項について説明を求め、又は必要な訂正を求めることができる。